

## ヒルフェ通信(4月号) ❁ そっと寄り添いやさしくサポート ❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆成年後見制度の利用促進法案レポート①

＜平成27年度第4回更新研修でも触れられました、「成年後見制度の利用促進法案」につきまして、今号よりレポートを連載(不定期)させていただきます。＞



わが国の急速な高齢化は、2025年に認知症だけで高齢者の5人に1人、700万人を超えると推計される。この判断能力の衰えた人等の支援が急務である成年後見制度。知的障害者・精神障害者を含めた潜在的ニーズは800万人を超えるといわれる中、制度利用の現状は、**2014年末**で約18万5千人、その内、成年後見は約15万人。

しかし、2年前から制度利用が低迷し、後見開始申立では平成25年約1.5%減、平成26年約1.9%減となった。この低迷を受け、自民・公明の両党が成年後見制度の見直し作業を行い、利用促進を図る法案をまとめ、本年2月、この議員立法を了承した。今国会中の成立、年度内施行を目指している。

法案は「成年後見制度の利用促進に関する法律案」(公明党)、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」(自民党)の2つ。

成年後見の実務を担う私達も注目すべきものとして、内容等をレポートしていきます。

(港地区 高橋進)

### ◆後見センターレポートvol.10がでております。

家庭裁判所の後見サイトに、2月、「後見センターレポートvol.10」が追加されました。

大きくは下記3点、概要のみの記載ですので、受任者の方は、後見サイトをご確認ください。

・預貯金に関して裁判所に提出を要する資料について

年1回の裁判所への報告では、残金の多寡に関わらず、前回の報告から今回の報告までの、1年間の取引がすべて記帳されている預貯金通帳の提出が必要であること。一括記帳になってしまった等、イレギュラー時の諸注意など。

・後見制度支援信託を利用する場合の信託財産額の設定について

従前の預貯金口座に残す金額は、直近に高額を支払が予定されている場合などを除き、概ね100～500万円程度を設定すること。それを大きく超える手元資金を残す設定をした場合は、信託制度を利用した場合でも後見監督人による監督を受ける場合があることなど。

・調査人が行う調査には必ず協力してください

年1回の報告で、不正確、不明確又は不十分な点が見られる場合、又は報告がない場合、後見センターが調査人を選任し、調査を行う場合があること。その調査の大まかな手順、内容と調査に協力的でないと裁判所に判断された場合、後見監督人がついたり、追加で後見人等が選任される場合がある、など。

### ◆第10期の全課程が終了いたしました。

昨年6月に研修センターの基礎研修から始まった第10期の研修ですが、社団の基礎研修も含め、60時間の研修・効果測定そして面接と、すべての課程が終了し、新たな名簿登録候補者が誕生いたしました。

皆さんも相談業務や、現実的なご自身の身の回りからも、成年後見の必要性を肌で感じておられるのではないのでしょうか。ご自身の現在の専門業務と密接な関わりはないと思われている方も多いかと思いますが、今後ますます第三者後見人の必要性は高まってくると思われます。

本誌でも、ヒルフェ入会の要件となる、研修センターによる第11期の基礎研修の募集のご案内も掲載されておりますので、たくさんの方の受講をお願いいたします。

